



西之表市告示第35号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条第1項の規定に基づき、地域農業経営基盤強化促進計画(以下「地域計画」という。)を変更したので、同条第8項の規定に基づき告示する。

令和8年3月31日

西之表市長 八板 俊輔



1 地域計画を定めた地区

榕城地区(榕城校区)、上西地区(上西校区)、国上地区(国上校区)、伊関地区(伊関校区)、安納地区(安納校区)、現和地区(現和校区)、安城・立山地区(安城校区)、古田・中割地区(古田校区)、住吉地区(住吉校区)、下西地区(下西校区)

2 縦覧場所

西之表市役所農林水産課及び農業委員会事務局